

財団法人神奈川県建築安全協会 住宅省エネラベル適合性評価業務規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この住宅省エネラベル適合性評価業務規程（以下「業務規程」という。）は、エネルギーの使用の合理化に関する法律（昭和54年法律第49号。以下「法」という。）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関である財団法人神奈川県建築安全協会（以下「協会」という。）が、法第86条の規定により定められた「住宅事業建築主が住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止及び住宅に設ける空気調和設備等に係るエネルギーの効率的利用のために特定住宅に必要とされる性能の表示に関し講ずべき措置に関する指針」（平成21年国土交通省告示第634号。以下「住宅省エネラベル指針」という。）に基づき、ラベルによる性能の表示に係る適合性に関する評価業務（以下「評価業務」という。）の実施に必要な事項を定めるものである。

(基本方針)

第2条 評価業務は、法、これに基づく命令及び告示並びにこれらに係る通達によるほか、この業務規程に基づき、公正かつ適確に実施するものとする。

(評価業務を行う時間及び休日)

第3条 評価業務を行う時間は、次項に定める休日を除き、午前9時から午後5時30分までとし、その間正午から1時間の休憩時間をおくものとする。

2 前項の休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年の1月4日までの日
- (4) 協会が特に定めた日

(事務所の所在地)

第4条 評価業務を行う協会の事務所の所在地は、横浜市中区元浜町3丁目21番2号とする。

(業務の区域)

第5条 評価業務の区域は、神奈川県全域とする。

(評価業務を行う住宅)

第6条 評価業務を行う住宅（以下「申請住宅」という。）は、一戸建ての住宅（住宅の用途以外の用途に供する部分を有しないものに限る）のうち新築住宅（新たに建設された住宅で、まだ人の居住の用に供したことがないもの。ただし、建設工事の完了の日から起算して1年

を経過したものを除く。)とする。

(評価項目)

第7条 協会は、住宅省エネラベル指針に基づき、次の各号に掲げる項目について評価業務を行うものとする。

(1) 総合省エネ基準

申請住宅における一次エネルギー消費量(特定住宅の性能の向上に関する住宅事業建築主の判断基準(平成21年経済産業省・国土交通省告示第2号。以下「住宅事業建築主の判断基準」という。)2に定める方法により算定した数値をいう。以下同じ。)が住宅事業建築主の判断基準1の表の左欄に掲げる区分ごとの同表の右欄の基準一次エネルギー消費量以下となっていること。

(2) 断熱性能基準

申請住宅の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止のための措置が、「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準」(平成18年経済産業省・国土交通省告示第3号、平成21年一部改正。以下「建築主の判断基準」という。)又は「住宅に係るエネルギーの使用の合理化に関する設計、施工及び維持保全の指針」(平成18年国土交通省告示第378号、平成21年一部改正。以下「設計施工の指針」という)に相当していること。

第2章 評価業務の実施方法

第1節 申請手続き

(評価の申請)

第8条 評価を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、協会に次に掲げる図書(以下「申請図書」という。)を正副2部提出しなければならないものとする。

- ① 住宅省エネラベル適合性評価申請書(第1号様式)
- ② 委任状(評価業務の手続きを代理者が行う場合)
- ③ Q値等計算書(熱損失係数計算を行った場合)
- ④ 算定用Webプログラムによる出力表又は基準達成率算定シート
- ⑤ 設計内容説明書(断熱性能)
- ⑥ 設計図書
各階平面図、立面図、断面図又は矩計図、基礎伏図、各階詳細図(建具表、各種設備設計図等)
- ⑦ 外壁、窓等の省エネ性能に係る書類
- ⑧ その他設備機器のカタログ等評価業務に必要な設計図又は資料等
- ⑨ 手数料を減額する場合の次の図書
 - ア 協会の保険契約申込受理証の写し
 - イ 協会の確認審査引受証又は確認済証の写し

ウ 評価業務に活用する評価書等の写し（住宅性能評価書（原則として省エネルギー対策等級4）の写し、長期優良住宅建築等計画に係る技術審査適合証の写し、長期優良住宅の普及に関する法律に基づく認定通知書の写し、フラット35S（省エネ基準）適合証の写し）

2 住宅性能評価又は長期優良住宅建築等計画に係る技術的審査と同時申請する場合には、前項の申請図書のうち評価業務に支障がないものは省略することができる。

（適合証が交付された住宅の変更申請）

第9条 申請者（代理人を含む。以下同じ）は、第13条第1項の適合証（以下「適合証」という。以下同じ）の交付を受けた住宅を変更する場合には、協会に次の各号に掲げる図書（以下「変更申請図書」という。）を提出しなければならないものとする。

- (1) 住宅省エネラベル適合性評価変更申請書（第2号様式） 正副各1部
- (2) 前条第1項の申請図書のうち変更に係るもの 正副各1部
- (3) 直前の適合証

2 前条第2項を準用する。

（申請の引受及び契約）

第10条 協会は、前2条の申請があったときは、次の事項を確認し、支障がない場合はこれを引き受ける。

- (1) 申請住宅の所在地が、第5条に定める業務を行う区域内であること。
- (2) 申請図書（変更申請図書を含む。以下、同じ）に形式上の不備がないこと。
- (3) 申請図書に記載すべき事項の記載が不十分でないこと。
- (4) 申請図書に記載された内容に明らかな虚偽がないこと。

2 協会は、前項の確認により、申請図書が同項各号のいずれかに該当すると認める場合には、申請の取り止め又は申請図書の補正を求めるものとする。

3 申請者が前項の求めに応じない場合又は十分な補正を行わない場合においては、協会は、受付できない理由を明らかにするとともに、申請者に申請図書を返却するものとする。

4 協会は、第1項により申請を受付けた場合においては、申請者に引受承諾書(第3号様式)を交付する。この場合、申請者と協会は別に定める財団法人神奈川県建築安全協会省エネラベル適合性評価業務約款（以下「業務約款」という。）に基づき契約を締結したものとする。

5 前項の業務約款には、少なくとも次の各号に掲げる事項について明記するものとする。

- (1) 協会が申請図書のみでは的確な評価業務を行うことが困難であると判断して請求した場合は、申請者は、双方合意により定めた期日までに必要な追加書類を協会に提出しなければならない旨の規定
- (2) 協会が補正事項を指摘した場合は、申請者は、双方合意により定めた期日までに当該部分の申請図書の修正その他必要な措置をとらなければならない旨の規定
- (3) 申請者は、適合証の交付までに、申請者の都合により申請内容を変更する場合は、双方

合意のうえ定めた期日までに協会に変更部分の図書を提出しなければならない旨の規定、並びに変更が大幅なものと協会が認める場合にあっては、申請者は、当初の申請を取り下げなければならない旨の規定

- (4) 協会が適合証を交付し、又は適合証を交付できない旨を通知する期日（以下「業務期日」という。）を定める旨の規定
- (5) 申請者が(1)から(3)までの規定に違反した場合には、協会は、前号の業務期日を変更することができる旨の規定
- (6) 協会は、天災その他の不可抗力によって、業務期日までに適合証を交付することができない場合には、申請者に対してその理由を明示のうえ、業務期日の延期を請求することができる旨の規定
- (7) 申請者が、その理由を明示のうえ、協会に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、その理由が正当であると協会が認めるときは、協会は業務期日の延期をすることができる旨の規定
- (8) 協会は、申請者の責めに帰すべき事由により業務期日までに適合証を交付することができないときは、申請者に書面を持って通知することにより契約を解除することができる旨の規定並びに契約を解除した場合において、生じた損害の賠償を請求することができる旨の規定
- (9) 申請者は、協会が、正当な理由なく業務期日までに完了せず、又その見込みのない場合は、契約を解除できる旨の規定並びに協会に帰すべき事由により契約を解除したときは、既に支払った評価手数料の返還を請求できるとともに、生じた損害の賠償を請求することができる旨の規定
- (10) 協会は、国土交通省等の所管行政庁等の求めに応じ、評価業務の内容について所管行政庁等に説明することができる旨の規定
- (11) 協会は、申請図書に虚偽があることその他の事由により、適切な評価業務を行うことができなかつた場合においては、評価業務の結果について責任を負わない旨の規定

(申請の取下げ)

第 11 条 申請者は、第 13 条の適合証の交付前に申請を取り下げる場合においては、その旨を記載した取下げ届（第 4 号様式）を協会に提出するものとする。

2 協会は、前項の取下げ届を受領したときは、評価業務を中止し、申請図書のうち副本を申請者に返却するものとする。

(評価業務の実施)

第 12 条 協会は、申請図書を受領したときは、速やかに、第 15 条の審査員に評価業務を実施させるものとする。

2 審査員は、申請図書により、「住宅事業建築主の判断基準」、「建築主の判断基準」又は「設計施工の指針」並びに基準解説書等の関連資料に基づき、評価業務を行う。

- 3 審査員は、評価業務を行うに際し、申請図書の記載事項に疑義があり、提出された図書のみでは申請住宅が総合省エネ基準又は断熱性能基準に適合しているかどうかの判断ができないと認めるときは、申請者に追加書類を求めるものとする。
- 4 審査員は、評価業務上必要があるときは、申請図書に関して申請者に説明を求めるものとする。

(適合証の交付等)

- 第 13 条 協会は、審査員の審査の結果、申請住宅が総合省エネ基準並びに断熱性能基準に適合すると認めるときは、第 5-1 号様式の適合証を、また申請住宅が総合省エネ基準に適合すると認めるときは、第 5-2 号様式の適合証を申請者に交付するものとする。
- 2 協会は、審査員の審査の結果、申請住宅が総合省エネ基準に適合せず、かつ是正される見込みがないと認めるときは、第 5-3 号様式の適合証を交付できない旨の通知書を申請者に交付するものとする。

(評価業務手数料)

- 第 14 条 申請者は、評価業務に係る手数料（以下「手数料」という。）を協会に支払わなければならない。手数料については、別に定める財団法人神奈川県建築安全協会住宅省エネラベル適合性評価手数料規程（以下「手数料規程」という。）において定める。
- 2 前項の手数料についての支払い等の方法については、財団法人神奈川県建築安全協会住宅省エネラベル適合性評価業務約款（以下「業務約款」という。）において定めるものとする。
 - 3 申請の取り下げその他の事由が生じた場合等の評価業務手数料の取り扱いについては、業務約款で定める。

第 4 章 審査員

(審査員)

- 第 15 条 協会は、一級建築士もしくは総合省エネ基準及び断熱性能基準への適合性を審査する知識と経験を十分に有すると協会が認めた者に評価業務を行わせるものとする。

(秘密保持義務)

- 第 16 条 協会の役員及びその職員（審査員を含む。）並びにこれらの者であった者は、評価業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

第 5 章 評価業務に関する公正の確保

(評価業務に関する公正の確保)

- 第 17 条 協会は、協会の役員又はその職員（審査員を含む。）が、自ら申請者として申請を行った場合は、当該住宅に係る評価業務を行わないものとする。
- 2 協会は、協会の役員又はその職員（審査員を含む。）が、申請住宅について次に掲げるい

いずれかの業務を行った場合は、当該住宅に係る評価業務を行わないものとする。

- ① 設計に関する業務
- ② 販売又は販売の代理若しくは媒介に関する業務
- ③ 建設工事に関する業務
- ④ 工事監理に関する業務

第6章 雑則

(帳簿の作成及び保存方法)

第18条 協会は、次に掲げる事項を記載した住宅省エネラベル評価業務管理帳簿（以下「帳簿」という。）を作成し、事務所に備え付け、施錠のできる室又はロッカー等において、個人情報及び秘密情報が漏れることがなく、かつ、評価業務以外の目的で複製、利用等がされない、確実な方法で保存するものとする。

- ① 申請者の氏名又は名称及び住所又は主たる事務所の所在地
- ② 住宅の名称
- ③ 住宅の所在地
- ④ 申請を受けた年月日
- ⑤ 審査員の氏名
- ⑥ 手数料の額
- ⑦ 適合証の交付番号
- ⑧ 適合証交付年月日又は第13条第2項の通知書の交付年月日
- ⑨ 総合省エネ基準及び断熱性能基準の適否
- ⑩ 住宅性能評価、フラット35S又は長期優良住宅建築等計画の申請状況

2 前項の保存は、帳簿を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録し、当該記録を必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法にて行うことができる。

(帳簿及び書類の保存期間)

第19条 帳簿及び書類の保存期間は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 第18条第1項の帳簿 評価業務を廃止するまで
- (2) 申請図書及び適合証の写し 適合証の交付を行った日の属する年度から5事業年度

(帳簿及び書類の保存及び管理方法)

第20条 前条各号に掲げる文書の保存は、評価業務中にあつては評価業務のため必要ある場合を除き事務所内において、評価業務終了後は施錠できる室、ロッカー等において、確実に秘密の漏れることのない方法で行う。

2 前項の保存は、前条第1号に規定する帳簿への記載事項及び第2号に規定する書類が、電

子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスクに記録され、必要に応じ電子計算機その他の機械を用いて明確に表示されるときは、当該ファイル又は磁気ディスクを保存する方法に行うことができる。

(事前相談)

第 21 条 申請者は、適合性評価の申請に先立ち、協会に相談することができる。この場合において、協会は、適確かつ公正に対応するものとする。

(附則)

この規程は、平成 22 年 8 月 2 日より施行する。